



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 ホリイフードサービス株式会社

代表者名 代表取締役社長 飯田 益弘

(コード番号 3077)

問合せ先 取締役経営管理本部長 根本 輝昌

電 話 (029) 233-5825

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記の通り改定後の内容をお知らせいたします。なお、改定箇所には下線を付しております。

記

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第 362 条第 4 項第 6 号、会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号)

- (1) 企業の社会的責任を自覚し、法令順守に対するコンプライアンス・ガイドラインを定め、役員及び使用人の総てに遵守を周知徹底します。
- (2) 部長が参加するコンプライアンス委員会を定期的で開催し、全社的なコンプライアンス体制の整備と諸問題の把握に努め、コンプライアンス上重要と判断された問題に対しては当委員会で審議のうえ取締役会に報告され、必要な規程の改廃を行います。
- (3) 当社の役員及び部長は、担当する部門の総ての使用人に対しコンプライアンス・ガイドラインの遵守を指導監督する義務を負います。
- (4) 当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号)

取締役の職務の執行並びに意思決定に係る文書並びに情報は、文書取扱規程その他社内規定の定めるところに従い適切に保存及び管理します。監査役が求めた時は、取締役はいつでもこれらの情報を閲覧に供します。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号)

- (1) 業務執行に係るリスクへの認識や評価を正しく行うために、リスク管理規程を定め全社的な管理

体制を整備します。

- (2) リスク管理の実効性を確保するため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、社内外で発生した損失の危険がある事象について検討を行い、重要性の高いものについては取締役会へ報告する体制とします。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- (1) 全社的な経営の目標となる年度計画を策定し、代表取締役の審議機関として機能する経営会議を通じて報告される実績報告により適切な対策を講じます。
- (2) 取締役会規程及び職務責任基準により定められている事項については、取締役会に付議します。
- (3) 日常の職務遂行については、業務分掌規程及び職務責任基準に基づいた権限委譲が行われ、各部門の責任者が意思決定ルールに従い業務を遂行します。

5. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号)

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務を補助する組織を総務部とし、当該使用人の人選等については、監査役の意見を考慮し検討するものとします。

6. 当社の監査役を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第2号)

監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動等については、監査役の意見を尊重するものとします。

7. 次に掲げる体制当社の監査役への報告に関する体制

当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号及び第4号イ)

- (1) 取締役及び使用人は、監査役の求めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な情報を報告及び情報提供を行うものとします。
- (2) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見認識した場合には、速やかに監査役に報告を行うものとします。

8. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第5号)

- (1) 当社の内部通報制度において、内部通報窓口にて受け付けた通報内容については通報受付票によって、また調査後に講じた是正措置および再発防止措置については通報案件報告書によってそれぞれ速やかに監査役へ報告することとしています。
- (2) 内部通報制度運用規程において、当社は、通報者等が通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行ってはならないと定めています。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 7 号)

監査役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会のほか、必要に応じて重要なあらゆる会議に出席し、必要な報告を求めることができるものとします。また、代表取締役及び監査役、並びに会計監査人はそれぞれ定期的に情報交換、意見交換を行うものとします。

10. 当社の監査役を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 3 号)

監査役を補助を職務とする使用人は、その職務については取締役および所属上長の指揮命令を受けないものとし、監査役の指揮命令に従うものとします。

11. 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に関する事項

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 6 号)

監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理等所要費用の請求を監査役からうけたときは、当社は監査役の職務執行に明らかに必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担します。

以 上